

平成25年12月1日

安全管理規程

事業者名称	士幌交通株式会社
-------	----------

士幌交通株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすお

それがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があ

った場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡

体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に（第 19 条）定める。

（記録の保存）

第十九条 記録の保存については、3年間保存する。

附則（実施の期日）

本規定は、平成 25 年 12 月 1 日から実施する。

2022年 4月1日

運輸安全マネジメント

事業者名称	士幌交通株式会社
-------	----------

運輸安全マネジメントに関する取組みについて

士幌交通株式会社は、輸送の安全を確保する為に、以下の通り全社員が一丸となって、取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹で有る事を深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。又、本社営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場部門の状況を十分に踏まえつつ、全社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する「計画の策定P・実行D・チェックC・改善A」を回し全社員が一丸となって関係法令を遵守し、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

輸送の安全に関する目標 (事故防止目標)

- ・ 2022年度目標 人身事故 0 物損事故 0 飲酒・スピード違反 0

(事故達成状況)

- ・ 2021年度目標 ~ 人身事故 0 物損事故 0
- ・ 2021年度実績 ~ 人身事故 0 物損事故 1

1. 事故統計

2021年度 事故件数実績一覧

総 数			人 身			車 両			単 独		
件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0

2022年度 事故目標一覧

総 数			人 身			車 両			単 独		
件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び「運行管理規定・乗務員服務規程」に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全の確保に関する、費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行なうよう努めてまいります。
- (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (4) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

3. 輸送の安全に関する計画

(1) 教育関係

本社営業所の運行管理状況等を把握の上指導を行います。

(2) 設備投資

事故を未然に防止する追突被害軽減ブレーキ装着車の導入を進めていきます。

4. 輸送の安全に関する教育および研修計画

(1) 運転者の代表者

経営者と運転者の代表者による意見交換を含めて会議を持ち、双方向で情報の共有化をし輸送の安全向上に努めます。

(2) 運行管理者関係

年間計画において運行管理者（点呼）会議・実務研修を実施致します。

事故防止関係についても、点呼者を中心に交通安全啓蒙運動を実施いたします。

(3) NASVA主催の運輸安全マネジメントセミナー講習を受講しております。

運行管理者研修・整備管理者研修を受講しております。

当社の事故防止のための安全方針

- ①輸送の安全は、当社の根幹である。
- ②安全は、最大の顧客サービスである。
- ③安全は業務の基本動作である。
- ④関係法令等を遵守し、安全性向上のため継続的に取り組む。

社内への周知方法

- ①社内へ掲示する。
- ②点呼の際に唱和する。

安全方針に基づく目標

- ①2022年度も、人身事故・物損事故をゼロにする
- ②飲酒運転・スピード違反の撲滅

目標達成のための計画

- ①出庫時の対面点呼の実施
- ②ヒヤリ・ハット情報の報告会実施

安全に関する情報交換方法

- ①本社営業所において運転者と輸送の安全に関する意見交換会等を開催する。
- ②定期的に、運転者と個人面談を行う。

安全に関する反省事項・改善方法

- ①安全運行に関する運転者の意識が不十分である。
- ②①の改善方法～対面点呼の確実な実施をする事による安全意識の啓発
- ③ヒヤリ・ハットの情報が多いのに、同じ過ちを繰り返している。
- ④③の改善方法～ヒヤリ・ハットの情報の報告会・掲示物の作成。

2022年度乗務員教育実施計画

月	指 導 項 目	備 考
①② ⑬⑯ 4月	①・運転者としての安全運行の心構え ②・運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 (運行指示書の遵守) ⑬・安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 (装置を備える貸切バスの適切な運転方法を理解させる) ⑯・労基法・改善基準公示について	春の全国交通安全運動 健康診断受診
⑤⑦ 5月	・運転者としての安全運行の心構え ⑤・危険の予測及び回避(制動装置の急な装置の方法についての指導) ⑦・乗降時の安全を確保するための留意すべき事項	
⑥⑨ ⑭ 6月	・運転者としての安全運行の心構え ⑥・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらの対処方法 ⑨・主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 ⑭・ドライブレコーダーで見る安全運転について	
④⑩ 7月	・運転者としての安全運行の心構え ⑩・健康管理の重要性 ④・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 (シートベルトの着用を徹底させる事)	夏の全国交通安全運動 運行管理者講習
③⑧ ⑪ 8月	・運転者としての安全運行の心構え(デジタルタコグラフを使った教育) ⑧・運転者の運転適性に応じた安全運転 ⑪・異常気象時における対処方法 ③・車両の構造上の特性	
⑭ 9月	・運転者としての安全運行の心構え ・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 (シートベルトの着用を徹底させる事) ⑭・ドライブレコーダーで見る安全運転について	秋の全国交通安全運動
⑫ 10月	・運転者としての安全運行の心構え ⑫・非常用信号用具、非常口、消化器の取り扱い ・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 (シートベルトの着用を徹底させる事)	応急用具、非常信号用具の取扱
⑤⑭ 11月	・運転者としての安全運行の心構え(デジタルタコグラフを使った教育) ⑤・危険の予測及び回避(制動装置の急な装置の方法についての指導) ・異常気象時における対処方法 ⑭・ドライブレコーダーで見る安全運転について	冬の全国交通安全運動
②③ 12月	・運転者としての安全運行の心構え ②・運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 (運行指示書の遵守) ③・車両の構造上の特性	年末年始の輸送安全総点検
①④ ⑬ 1月	①・運転者としての安全運行の心構え ⑬・安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 (装置を備える貸切バスの適切な運転方法を理解させる) ④・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 (シートベルトの着用を徹底させる事)	整備管理者研修 冬道走行訓練
⑭⑮ 2月	・運転者としての安全運行の心構え ・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 ・主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 ⑭・ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 ⑮・事故災害時の乗客の避難誘導訓練	
⑦⑩ 3月	・運転者としての安全運行の心構え(デジタルタコグラフを使った教育) ⑩・健康管理の重要性 ⑦・乗降時の安全を確保するための留意すべき事項	

事故統計の内訳

<事故件数>

	有責事故件数	有責事故内容		無責事故件数
		物損事故	人身事故	
2020年度	1件	1件	0件	0件
2021年度	1件	1件	0件	0件

<有責事故 無責事故の内訳>

	内訳	2020年度	2021年度	備考
物損事故	接触(走行中)	有責 1件	有責 1件	
	接触(駐車場・構内)	0件	0件	
人身事故	車内・車外	0件	0件	

<重大事故件数>

・2020年度 0件

・2021年度 0件

・自動車事故報告規則第2条に関する報告件数 0件

・行政処分を受けた内容及び講じた措置等

2021年度において、行政処分は受けていません。

輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ① **ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの活用**
ドライブレコーダーの記録映像を分析して、事故防止のに向けた指導を行っています。
デジタルタコグラフで「速度超過・急加速・急減速・エンジン回転・長時間運転」等の項目をもとに、指導をして安全運転の向上を図っています。
- ② **アルコール検知器による検査**
乗務の前後にアルコール検知器で検査をし、また、身体の状態の確認も点呼時に行っています。
- ③ **適性診断の活用**
全乗務員に対して一般診断・適齢診断を受診させており、診断結果で問題点がある箇所については、助言指導を行っています。
- ④ **脳ドック検診の実施**
運転中の脳疾患の事故を防ぐために、今年度から脳ドック検診を実施しています。
- ⑤ **携帯型心電計の購入**
運転中の心臓疾患の事故防止と、病気の早期発見のため携帯型心電計の購入をし使用しています。
- ⑥ **新型コロナウイルス感染予防対策**
全車両15台のバス室内に抗菌・除菌コート「ラーフエイド」の吹付け施工を5月に実施しました。

輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

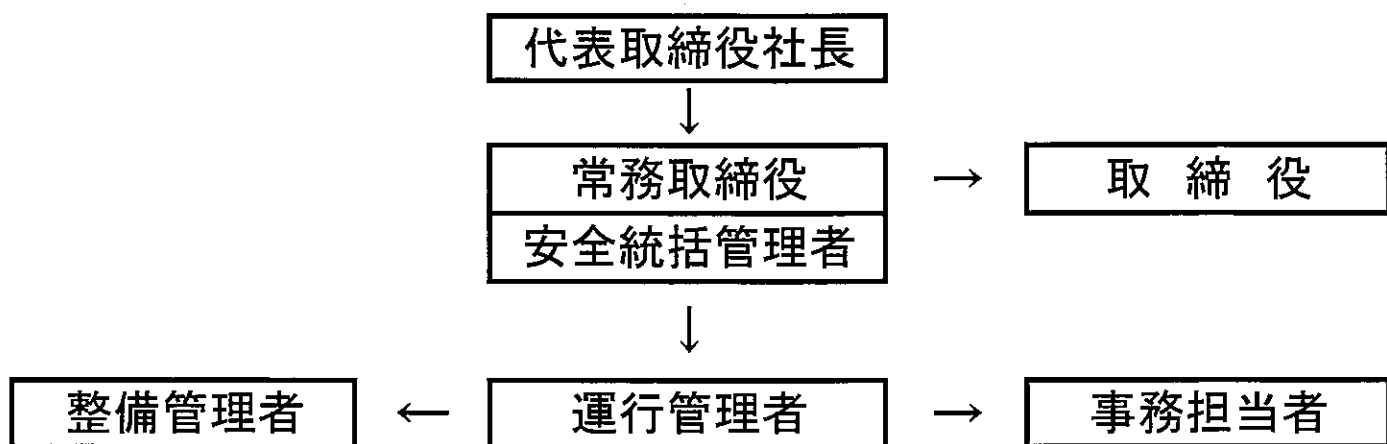
監査内容については、安全管理体制が機能しているか、また関係法令や社内規定が遵守されているかについて監査を致しました。

結果、概ね適正である事を確認いたしました。

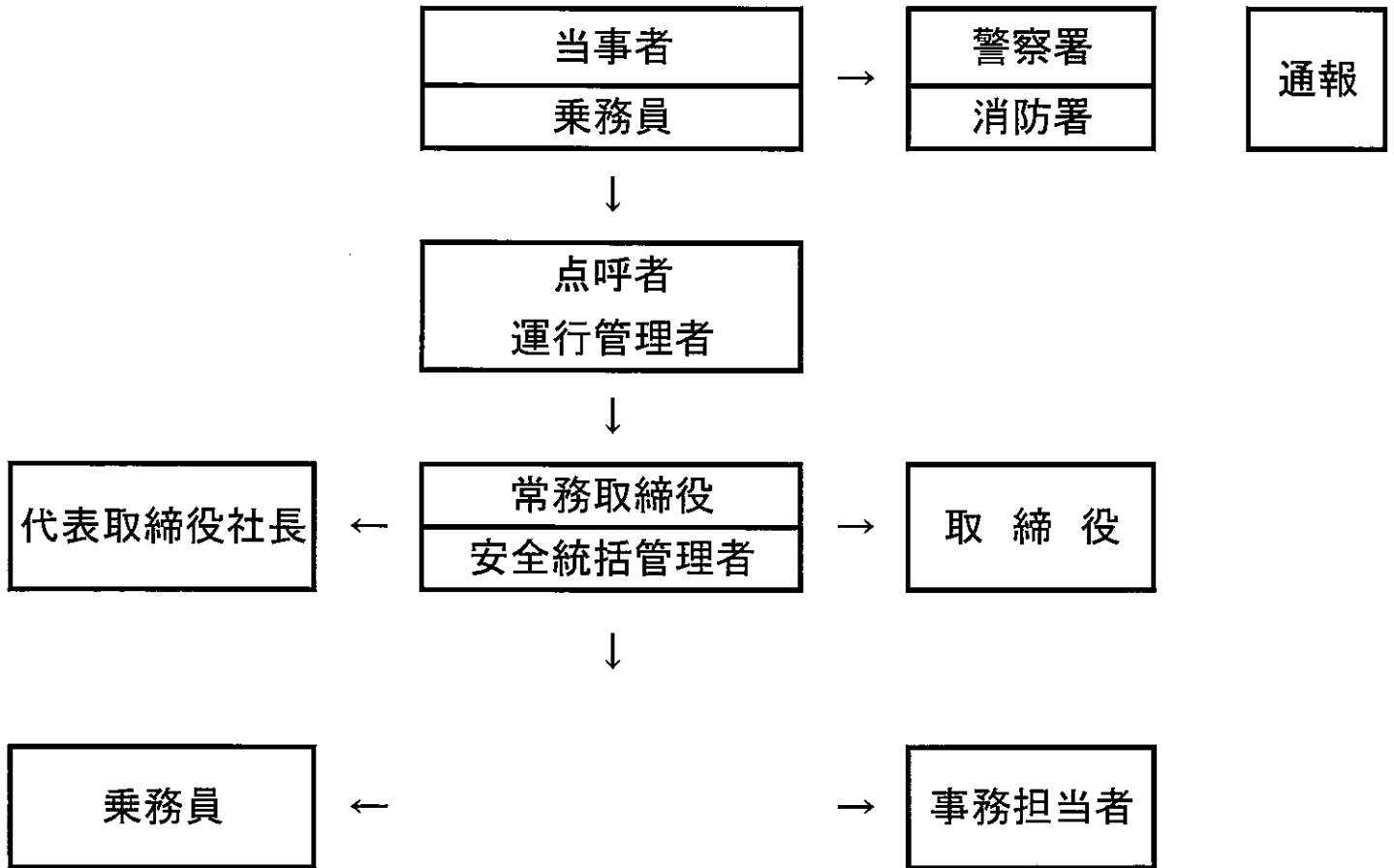
内部監査は、年1回実施し必要に応じて是正措置、又は予防措置を講じます。

安全統括管理者 常務取締役 山口 博司

安全管理体制及び指揮命令系統図



重大事故・災害時等に関する連絡体制



士幌交通株式会社の安全方針

1. 経営トップは、事業経営に際し、輸送の安全確保が最重要であるとの認識のもと安全に関する方針を策定し「安全、安心な輸送」の実現を目指す。
2. 経営トップは、輸送安全マネージメントを適切に実施する為はその体制の構築について必要な要員、予算の確保に努める。
3. 安全輸送に関する情報は、積極的に公表する。
 - ① 輸送の安全は、当社の根幹である
 - ② 安全は、最大の顧客サービスである
 - ③ 安全は業務の基本動作である
 - ④ 関係法令等を遵守し、安全性向上のため継続的に取り組む